

# 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について

令和6年6月時点

## 施設支援班

### 1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

なお、令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児入所施設及び児童発達支援センターの施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更されました。

### 2 事業選定の指標（整備方針）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを指標に事業選定を行います。

- 障害者支援施設に入所している又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度の障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする障害児者、重症心身障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）又はグループホーム（日中サービス支援型）を整備するもの
- 新耐震基準施行（S56.6.1）以前に建築された入所施設等について、新耐震基準に適合するための建替又は改修等の整備を行うもの

### 3 補助対象施設

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）  
障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）  
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

## 4 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

## 5 整備区分

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

- **創設**（新たに施設を整備すること）
  - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること）
- **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）

### (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

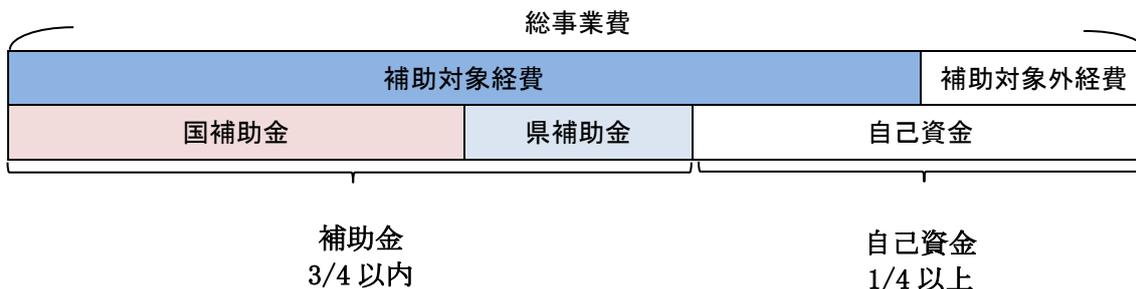
- **創設**（新たに施設を整備すること）
  - ※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。
- **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）
- **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること）
- **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）
- **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること）
- **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）
- **スプリンクラー設備等整備**
- **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること）
- **避難スペース整備**
- **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

## 6 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）

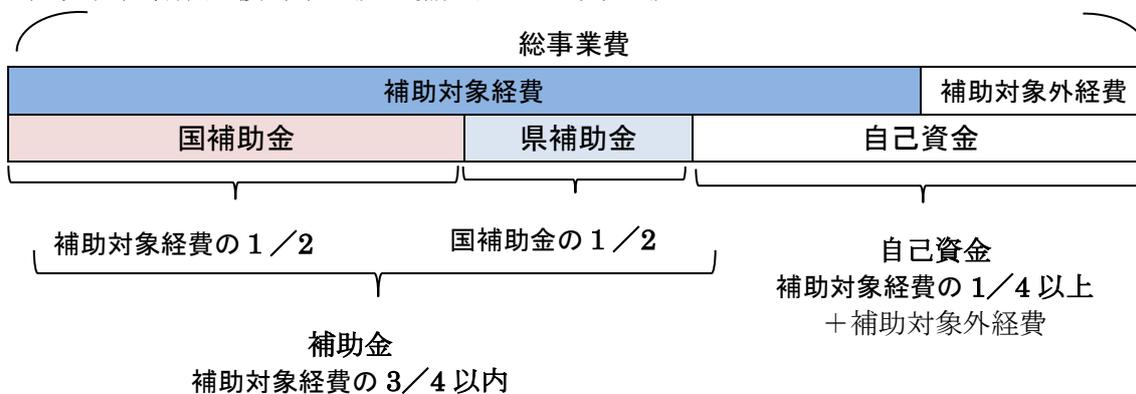
(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

## 7 令和7年度事業に係るスケジュール（予定）

R 6	6月 3日（月）	○事業の協議受付開始
	7月 5日（金）	○障害福祉関係施設の整備計画 提出締切（17：00 必着）
	8月30日（金）	○所定の各書類 提出締切
	～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
R 7	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県） ○補助内示（県→事業者）
※内示を受けて事業の着手が可能となります。（内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。）		
	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国） ○交付決定（国→県→事業者） ○事業完了（施工業者への支払まで完了） ○実績報告（事業者→県）
R 8	3月 6日（金）	○完了検査（県→事業者） ○補助金支払い（県→事業者）

## 8 留意事項

### （1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じることを条件とします。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明等を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

## (2) 財産処分について

- 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは・・・補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。

- 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- 承認を受けずに処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

## 9 問合せ先等

- 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：022-211-2544

E-mail：[syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp)

# サービス管理責任者等に係る研修について

# 1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

原則、2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者 ただし、例外的に、6カ月間以上のOJTに従事することで受講可能な場合もあります。 ※後ほど「4 制度改正」で御説明

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	①実践研修の修了者 又は ②平成30年度までの旧研修の修了者

## 実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省・こども家庭庁告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1)
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示第230号）
- [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1)

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

# サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
<b>障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</b> (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	8年以上
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
	e 特別支援学校等の従業者			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

特区は令和3年3月31日廃止

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

# 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者*	有資格者※3	それ以外の者
<p><b>障害児者</b>（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は<b>児童</b>（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p><b>イ 相談支援の業務</b></p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>【告示イ(1)(一)】</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
	<p><b>ロ 直接支援業務</b></p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>【告示イ(1)(二)】</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

## 2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。  
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援  
管理責任者として従事できません。**

### (例外1)

令和4年3月31日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から3年以内に限ります。）

### (例外2)

正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

### (例外3)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、基礎研修修了者が一定の要件を充足した場合（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）

【やむを得ない事由による措置でサビ管等を配置する場合は、事前に指定権者へ相談すること】

※後ほど「4 制度改正」で御説明

### 3 宮城県における研修実施主体

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）  
基礎研修、実践研修、更新研修を実施

(2) 指定研修事業者による研修  
実施事業者：株式会社中川（東北福祉カレッジ）  
基礎研修、実践研修、更新研修を実施

※開催スケジュールは、各実施主体のホームページ等でご確認ください。

## 4 制度改正

令和5年6月30日に

サービス管理責任者等研修の制度が一部改正されました

### (1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

### (2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

### 実務経験要件

### 研修修了要件

#### 配置要件（原則）

基礎研修  
(26h)  
修了

実務経験A(OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)  
(2年以上)

実践研修  
(14.5h)  
修了

#### 新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件

(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修  
(26h)  
修了

要件② 実務経験A(OJT)  
(個別支援計画作成)  
(6月以上) 【新規】

実践研修  
(14.5h)  
修了

#### 要件③

個別支援計画の作成の業務  
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)

利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理責任者等として配置可  
(5年毎に要更新)

実務経験B

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由** (※) によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

### 要件①

#### 実務経験要件

#### 実務経験

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間**サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

新

#### 研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者 **要件③**

**実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）**サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（**実践研修まで修了**）を満たす必要あり

# 相談支援専門員に係る研修について

令和6年6月20日（木） 宮城県保健福祉部障害福祉課

## ○相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。」

# 相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

# 研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

# 現任研修について

## 【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

## 【参考】受講時期（令和6年度に初任者研修を修了した場合）

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
研修	初任	現任（1回目） ※期間内に一度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

## (案)

## 令和6年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

## 1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

## 2 補助要件等

<p>○宮城県内の対象施設にて、令和2年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用した法人であること。</p> <p>※無資格者とは、介護職員初任者研修にあっては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあっては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。</p> <p>○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。</p> <p>○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。 (経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)</p>	
対象施設	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等(詳しくは別表1を参照)</p> <p>○市町村長が登録する基準該当事業所</p> <p>○介護保険事業所(詳しくは別表1を参照)</p>
雇用形態等	<p>○雇用形態は、正規・非正規を問わない。</p> <p>○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。</p>
研修受講期間	<p>○令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで</p> <p>※令和7年3月31日までに研修を修了しなければならない。</p>

## 3 補助内容

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額86千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額166千円/人 ②通信の場合:定額115千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額66千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額166千円/人 ②通信の場合:定額115千円/人	
同行援護従業者養成研修(一般課程)	受講料	定額(上限額37千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額23千円/人)	

(案)

同行援護従業者養成研修(応用課程)	受講料	定額(上限額26千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額14千円/人)	
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	受講料	定額(上限額25千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額14千円/人)	
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	受講料	定額(上限額25千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額14千円/人)	
喀痰吸引等研修(3号研修)	受講料	定額(上限額68千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額11千円/人)	

4 募集期間・人数

	交付申請書受付期間	募集予定人数
第1期	令和6年7月1日から令和6年10月31日まで	40名程度
第2期	令和6年11月1日から令和7年2月28日まで	40名程度

5 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修等の開講状況等は、県のホームページを確認してください。

(介護職員初任者研修)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

(居宅介護従業者養成研修)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/1304.html>

(案)

6 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 申請事業総括表 <input type="checkbox"/> 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） <input type="checkbox"/> 受講者の履歴書 <input type="checkbox"/> 所要額調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出予算書の抄本 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ） <input type="checkbox"/> 研修の受講料（税込、テキスト代含む）、日程が分かる書類
↓	↓
2 審査・決定通知	
↓	↓
3 事業開始	交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請（様式第2号）を行って下さい。
↓	↓
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績総括表 <input type="checkbox"/> 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類、法人の受講料負担額が分かる書類、受講者の研修修了証の写し添付） <input type="checkbox"/> 所要額精算調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
↓	↓
5 確定金額通知・支払い	口座振替依頼書（任意様式）の提出

7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL：022-211-2538

FAX：022-211-2597

MAIL：[syoufukup@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukup@pref.miyagi.lg.jp)

(案)

別表 1

施設等の種類
<ul style="list-style-type: none"><li>○障害福祉サービス事業所等<ul style="list-style-type: none"><li>居宅介護事業所</li><li>重度訪問介護事業所</li><li>行動援護事業所</li><li>同行援護事業所</li><li>重度障害者包括支援事業所</li><li>療養介護事業所</li><li>生活介護事業所</li><li>短期入所事業所</li><li>相談支援事業所</li><li>自立訓練（機能訓練）事業所</li><li>自立訓練（生活訓練）事業所</li><li>就労移行支援事業所</li><li>就労継続支援 A 型事業所</li><li>就労継続支援 B 型事業所</li><li>就労定着支援事業所</li><li>自立生活援助事業所</li><li>共同生活援助（グループホーム）事業所</li><li>障害者支援施設</li><li>児童発達支援事業所</li><li>放課後等デイサービス事業所</li><li>居宅訪問型児童発達支援事業所</li><li>保育所等訪問支援事業所</li><li>障害児入所施設</li><li>（基準該当事業所を含む）</li></ul></li><li>○介護保険事業所<ul style="list-style-type: none"><li>介護療養型医療施設</li><li>介護老人福祉施設</li><li>介護老人保健施設</li><li>小規模多機能型居宅介護</li><li>短期入所生活介護</li><li>短期入所療養介護</li><li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li><li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li><li>地域密着型通所介護</li><li>通所介護</li><li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>特定施設入居者生活介護</li><li>認知症対応型共同生活介護</li><li>認知症対応型通所介護</li><li>看護小規模多機能型居宅介護</li><li>訪問介護</li><li>訪問入浴介護</li><li>夜間対応型訪問介護</li></ul></li></ul>

# 宮城県医療的ケア児等相談支援センター

## 概要

- 名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ）
- 所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12  
（電話：022-346-7835）
- 開所日：平日月曜～金曜 土日祝日は休み
- 開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間 9:00～16:30
- スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名  
全員が相談支援専門員の有資格者，医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者  
医師を専門職アドバイザーとして委嘱

### ★医療的ケア児とは★

生活する中で恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引，経管栄養等の医療的ケアが不可欠な児童

## 業務内容

- ① 総合的・専門的な相談支援  
医療的ケア児や家族，関係機関等からの相談に対応
- ② 情報の発信及び研修
  - ・ 県民や行政担当者へ関連制度やその窓口，最新の施策情報を発信
  - ・ 支援者等対象の研修開催
- ③ 関係機関との連絡調整  
支援要請に基づく連絡調整，協議の場等への参画・地域の支援体制強化のための連携
- ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等

## 運営

- 実施主体：宮城県（一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会への委託事業）  
※相談支援専門員の職能団体

## 根拠

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）  
医療的ケア児や家族の支援に関する施策の実施が地方公共団体の責務

令和6年6月  
令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

# 介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

---

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

# 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

## (「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

### 趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

### 実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
  - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
  - ☆具体的な行為については省令で定める
    - ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
    - ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

### 介護職員等の範囲

- 介護福祉士
  - ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
  - ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
  - ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

### 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
- 登録の要件
  - ☆基本研修、実地研修を行うこと
  - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
  - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
  - ☆具体的な要件については省令で定める
  - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

### 登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録（全ての要件に適合している場合は登録）
- 登録の要件
  - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
  - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
  - ☆具体的な要件については省令で定める
  - ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

#### <対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

### 実施時期及び経過措置

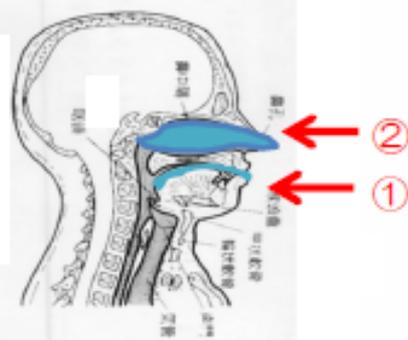
- 平成24年4月1日施行（介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。）
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

## 教員等が行うことのできる医療的ケア（特定行為）の内容と範囲

### 喀痰吸引（たんの吸引）

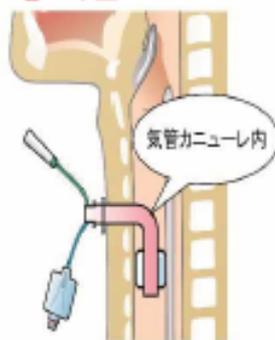
筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

#### ①口腔内 ②鼻腔内



教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。

#### ③気管カニューレ内



教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。

### 経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。

#### ④胃ろう又は腸ろう



胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

#### ⑤経鼻経管栄養



留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）より要約

# 医行為の制限

## 医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

## 保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

# 医行為の制限の例外

## 社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
  - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
  - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
  - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

### ● 附則第十条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特手業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

### ● 附則第十一条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

### ● 附則第二十七条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

# 必要な手続き等の概要

## ● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

## ● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		精神保健推進室

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

# 必要な手続き等の概要

## ① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

## ② 従事者の認定

### ■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

### ■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

# 必要な手続き等の概要

## ③ 事業者の登録

### ■ 登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。（法附則第27条）

### ■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
障害児総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

# 必要な手続き等の概要

## ④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

### ■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

### ■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

### ■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

## ● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html)

# 罰則・登録の取消し・欠格条項等

## 社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

- 附則第三十一条〔罰則〕

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十七条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者

二 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

- 第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

# 指定の取消し・欠格条項等

## 障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

### ● 第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。

### ● 第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※児童福祉法や介護保険法にも、概ね同様の規定がある。

# 法令遵守・適切な手続きをお願いします

---

## 「改めて確認！」「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、手続き漏れや遅滞が生じない対応を検討していますか？  
(対応例)定期的に自主点検を行う、複数の職員で確認する、  
職員間で必要な手続きと期日を書面で可視化・共有する 等

※ 本日ご案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

### ■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/touroku.html>)

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)自主点検表」(※別添)を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

(自主点検表は、上記ウェブページ中「7 登録状況等に係る自主点検について」に掲載しています。)

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者） 自主点検表

記入年月日	年 月 日	登録特定行為事業者等登録番号	0	4																		
		登録特定行為事業者等として登録していない場合は記載不要です。																				
法人名																						
代表者（理事長）名																						
事業所	名称																					
	所在地																					
	連絡先	電話：											FAX：									
	種別	<p>【障害福祉サービス】</p> <input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 短期入所（医療型を除く） <input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム） <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 障害児入所施設（医療型を除く） <input type="checkbox"/> その他事業所（ ）																				
		<p>【介護保険サービス】</p> <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設・介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> その他事業所（ ）																				
記入者（職・氏名）																						

※この自主点検は、主に手続きの不備等が散見される内容を対象としており、認定特定行為業務従事者の登録特定行為事業者の登録に必要な手続きの内容を網羅しているものではありません。  
自主点検以外の内容についても、県のウェブページ等を御確認の上、適切に対応願います。

☆ 記載にあたっての留意事項

- チェック対象 ・本チェックについては、登録を受けている事業所毎に実施するものです。  
・喀痰吸引等を実施している事業所で、登録特定行為事業者として登録していない事業所については、「4 問合せ先」に直接お問い合わせください。
- チェック項目 ・該当するものにチェック（☑）をしてください。  
・内容欄の項目について該当のない場合については、該当無をチェックしてください。
- 文章中、「法」とは「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）」を、「省令」とは「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）」を指します。  
※なお、法附則第27条第2項により、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとします。

## 1 喀痰吸引等（特定行為）の実施の有無

貴事業所において、介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務の実施はありますか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	⇒「2 登録特定行為事業者 自主点検表」についても回答してください。	⇒質問は以上となります。

## 2 登録特定行為事業者 自主点検表

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無	
(1) 特定行為業務従事者の認定に関すること	<p>①特定行為業務を行う者は、登録研修機関での研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていますか。</p> <p>※研修を修了しただけでは、特定行為業務を行うことはできません。</p> <p>※新たな対象者へ特定行為を実施する場合や既に認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合には、改めて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>②貴事業所の認定特定行為業務従事者は、認定を受けた利用者へ、認定を受けた特定行為のみを実施していますか。</p> <p>※認定証の交付がされていない従事者及び実地研修を修了していない介護福祉士等に対し登録特定行為を行わせた場合は、登録取消し又は業務停止等の処分の対象となり得ます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 事業者の登録に関すること	<p>①登録特定行為事業者として登録している特定行為のみ実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;事業所で登録している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;職員が実施している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> </td> </tr> </table>	<p>&lt;事業所で登録している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<p>&lt;職員が実施している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>&lt;事業所で登録している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<p>&lt;職員が実施している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>					



項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無
	⑤特定行為の実施ごとに実施結果を記録し、随時看護職員に報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥特定行為の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、提出頻度については、利用者ごとに定められていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦利用者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、緊急時の連絡方法の更新及び見直しを随時行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置等の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 3 「一部できていない」又は「できでない」項目の対応及び改善について

項目番号	対応及び改善内容	改善時期
(例) (2) (ア)	法人の代表者（代表取締役）が変更されたことについて、変更届を速やかに提出します。	速やかに、○週間以内、○月○日まで 等

### 4 問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁）

宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班

電話 022-211-2543（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX 022-211-2597

Mail seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp

【参考（喀痰吸引等に関するウェブページ）】

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

（詳しい手続方法の確認、申請書のダウンロードできます。）

市町村や事業所の皆様、

# 支援の**困**りごと 抱えていませんか？

こんな悩みを、どこかに  
相談できたらいいのになあ……。



## お子さん

- 発達を促すための関わり方が分からない。
- 不器用な子に道具の使い方を促したい。
- 姿勢や動作が気にかかるお子さんには、どんな支援が必要なの？
- 家族への関わり方を相談したい。

## 障害のある方

- 支援学校卒業後、新しい環境になじめず、本人も支援者も悩んでいる。
- 社会参加(サービス利用、就労等)を促したい。
- 計画の支援方針・目標を見直したい。
- 本人・家族の高齢化に伴い、介護負担が軽くなる環境に整えたい。

## 難病の方

- 本人にとってより良い生活環境を考えたい。
- 本人との意思疎通が難しくなってきた。
- 本人・家族の病気や障害の理解が難しく、支援が円滑に進んでいない。
- 本人がしたいことを続けられる方法を知りたい。

## 高齢者

- 退院後、体力や元気がなくなった方に、どのような対応ができるのだろう。
- 出来ていた動作が難しくなったので、生活の工夫等の助言がほしい。
- 在宅生活を支援できる方法を知りたい。

宮城県では、障害児・障害者・高齢者の支援に関わる関係機関（市町村、事業所等）に対し、**リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）**等による相談支援事業を実施しています。

[内 容]

- 個別相談（障害児者等相談支援事業）
- 研修会や勉強会の講師、その他事業やサービスに対する支援（障害児者支援機能強化事業）

まずは、裏面に掲載しております、各圏域の保健福祉事務所までお気軽にお問い合わせください。

こういう悩みでも  
電話していいのね～！



地域名（圏域）	事務所	TEL
仙南	仙南保健福祉事務所（成人・高齢班）	(0224)53-3120
塩釜・岩沼・黒川	仙台保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(022)363-5503
大崎・栗原	北部保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(0229)87-8010
石巻・登米	東部保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(0225)94-6124
気仙沼	気仙沼保健福祉事務所（成人・高齢班）	(0226)22-6614
県全域	リハビリテーション支援センター （リハビリテーション支援班）	(022)784-3588

サービスの質の向上に向けて

**宮 城 県**  
**福祉サービス第三者評価の**  
**ご 案 内**

宮城県福祉サービス第三者評価  
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課  
(令和6年6月版)

## 1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

### ●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

### ●福祉サービス第三者評価の目的は？

#### ① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

#### ② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

## 2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

### 3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」「救護施設版」「幼保連携型認定こども園版」「地域型保育事業版」を定めています。

#### (1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

#### (2) 内容評価（20項目程度）

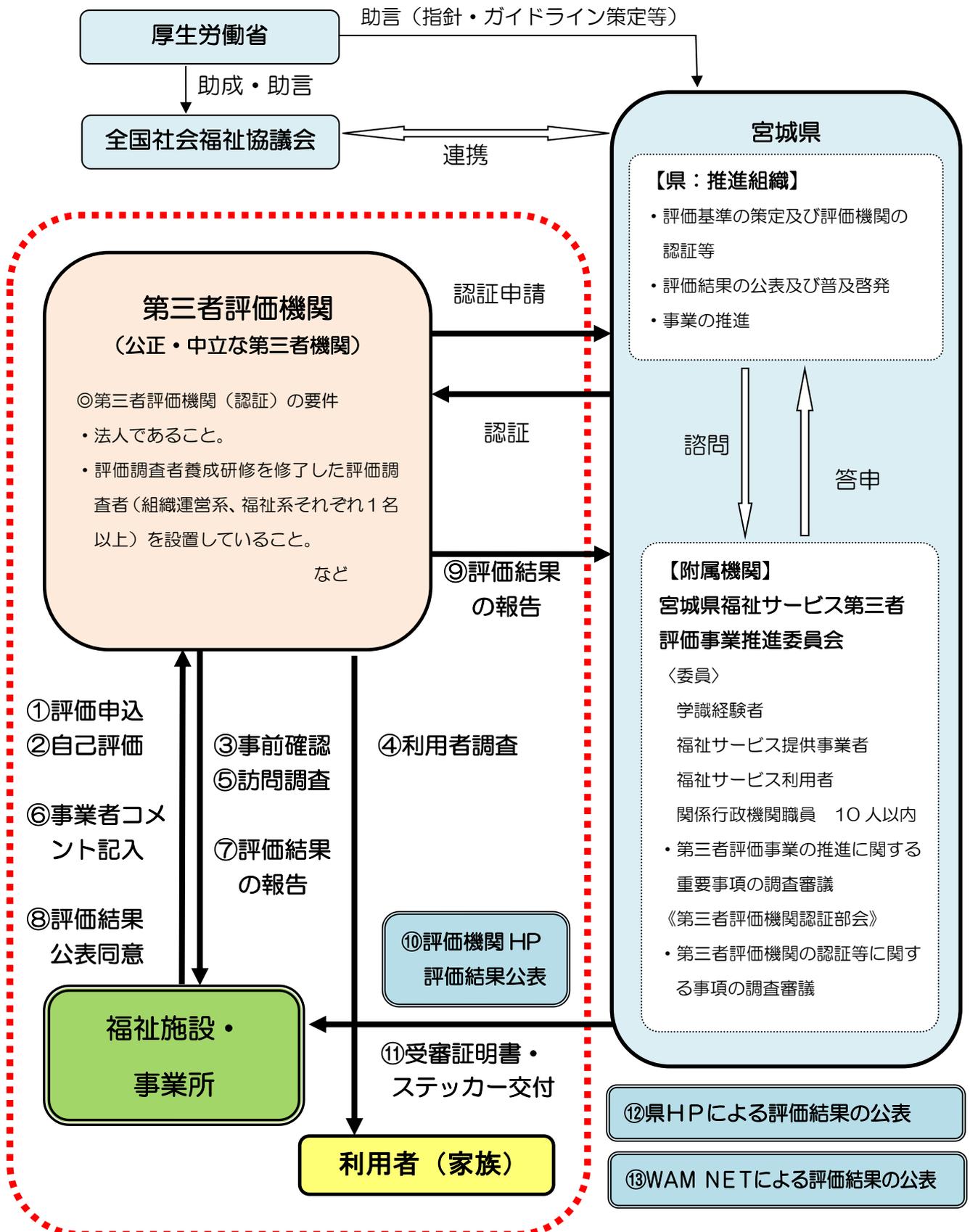
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

## 4 福祉サービス第三者評価の流れは？



## 5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	<a href="http://www.f-kobo.co.jp">http://www.f-kobo.co.jp</a>
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡四丁目2番8号
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	<a href="http://www.ichimannin.com/">http://www.ichimannin.com/</a>
評価対象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木一丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	<a href="https://www.kaigonet-miyagi.jp">https://www.kaigonet-miyagi.jp</a>
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	
所在地	東京都品川区西五反田一丁目26番2号-714
電話番号	03-3494-9033
ウェブサイト	<a href="http://www.meiai.org/">http://www.meiai.org/</a>
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

株式会社 評価基準研究所	
所在地	東京都千代田区内神田3-2-14
電話番号	03-3251-4150
ウェブサイト	<a href="http://ires.co.jp/">http://ires.co.jp/</a>
評価対象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス（通所・訪問介護事業を除く）、幼保連携型認定こども園

一般社団法人 宮城県介護福祉士会	
所在地	仙台市青葉区上杉一丁目6-10
電話番号	022-398-5767
ウェブサイト	<a href="http://miyagi-kaigo.jp/">http://miyagi-kaigo.jp/</a>
評価対象	障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

一般社団法人 宮城県社会福祉士会	
所在地	仙台市青葉区三条町 10-19
電話番号	022-233-0296
ウェブサイト	<a href="http://www.macsw.jp/">http://www.macsw.jp/</a>
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

- ※ 社会的養護施設：児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ※ 高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護
- ※ 評価機関ごとに、サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。詳しくは、各評価機関にお問合せください。

(参考：県内受審件数)

平成21年度 8件、平成22年度 1件、平成23年度 7件、平成24年度 3件、  
平成25年度 13件、平成26年度 23件、平成27年度 18件、平成28年度 20件、  
平成29年度 27件、平成30年度 13件、令和元年度 21件、令和2年度 15件、  
令和3年度 10件、令和4年度 20件、令和5年度 18件

## 6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

### 【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

### 【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

### ～ 受審された事業所の方々の声をご紹介します ～

- 自分達の実施している事業や業務運営に関して、客観的に評価いただいただけでなく、改善に向けての御提案やアドバイスを具体的にいただき、事業運営に活かすことが出来た。
- 客観的な立場から評価して頂いたことで、新たな課題や改善点に気づくことができた。また、取り組めていることについて評価頂いたことは職員の自信にも繋がった。職員の自覚を促し、業務内容を見直す良い機会となった。
- 事業所としてあるべき姿や現状の不十分な点を再確認し、改善すべき点の気付きに役立ち、今後の方向性が明確になった点が良かった。



## 宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

FAX：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。

## ～ 宮城県福祉サービス第三者評価基準の一例 ～

- 宮城県では、保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の6分野において、評価基準を策定しています。各分野の評価基準（内容評価項目）の一例をご紹介します。
- 各福祉サービスの種別・特性に応じて、質の向上や改善のために取り組むべき項目や考え方などが整理されています。業務の振り返りなどにもぜひ御活用ください！
- 各評価基準は、県のホームページに掲載しています。



## 保育所版 及び 地域型保育事業版

### A 福祉サービスの内容

地域型保育事業版は、令和5年4月1日より新たに施行された評価基準です。  
内容の多くが保育所版と重複しています。

#### A-1 保育内容

##### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

連番号 55 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

#### 【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

#### 評価の着眼点

- 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮した環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。
- 子どもの発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。
- 夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごしたりするなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。
- 在園時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。
- 保育士間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には、保育士間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。
- 在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。

### (3) 評価の留意点

- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。
- 保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。
- 本評価基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。

## 障害者・児福祉サービス版

### A-2 生活支援

#### A-2-(1) 支援の基本

**連番号 52** A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

##### 【判断基準】

- a) 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。
- b) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っていない。

##### 評価の着眼点

- 職員は障害に関する専門知識の習得と支援の向上を図っている。
- 利用者の障害による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。
- 利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応を行っている。
- 行動障害など個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。
- 利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、障害の状況に応じた適切な支援のため、障害に関する理解と専門性をもとにした、個別的な配慮が必要な利用者への支援について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 障害の状況（障害種別、障害による心身の状況や行動と支援の必要性に関わる状況等）に応じた適切な支援と支援の質の向上を図るため、障害者・児を支援する福祉施設・事業所の職員は、障害に関する理解と支援の専門性の向上に努める必要があります。
- 常時介護と医療的なケアを必要とする利用者、行動障害による特別な行動のある利用者等、利用者の障害による生活の状況や行動などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有をしたうえで、日々の生活支援を行います。
- 介助への抵抗、暴言・大声、暴力、衣類や器物の損壊、パニックや不安定な行動、強いこだわり等、利用者の不適応行動（行動障害）については、利用者一人ひとりの障害に応じて個別的かつ適切な対応を行うことが必要です。また、これらの支援については、利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行います。支援方法の検討・実施にあたっては、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや、支援に関わる職員の連携も重要です。
- 利用者が安心・安全に日々の生活を送るためには、利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行うことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 個別的な配慮を必要とする利用者の生活や障害の状況に応じた支援方針（考え方）とともに、具体的な支援内容を確認します。また、専門技術等の向上のための研修等の実施状況を確認します。
- 支援内容の検討・見直しや環境整備にあたって、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや支援に関わる職員の連携がなされているか確認します。
- 個別的な配慮が必要な利用者については、専門的な支援が適切になされているかに留意し、記録などをもとに支援内容を確認します。
- （訪問支援）着眼点「利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。」は適用しません。
- （共同生活支援）外部サービス利用型グループホームについては、受託居宅介護事業所のホームヘルパー等による支援を含め評価します。

サービスの種類ごとに留意点などが示されており、各サービスの特性に応じた評価が行われるよう考慮されています。

## 高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版）

高齢者福祉サービス版には、「特別養護老人ホーム版」のほか、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」「通所介護版」「訪問介護版」があります。

### A 福祉サービスの内容

#### A-3 生活支援

##### A-3-(6) 認知症ケア

**連番号 59** A-3-(6)-① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。

##### 【判断基準】

- a) 認知症の状態に配慮したケアを行っている。
- b) 認知症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。
- c) 認知症の状態に配慮したケアを行っていない。

##### 評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。
- あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。
- 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。
- 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。
- 認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。
- 利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。
- 医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、認知症にある利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重し、その人らしく生活ができるような日常生活や活動の支援・配慮について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 認知症に関する正確な知識をもとに、利用者一人ひとりの生活と必要とされる支援を把握したうえで、利用者の尊厳を基本とした認知症ケアを実施することが必要です。
- 日常生活において利用者が自ら行えることを評価し、その力が十分発揮できるように支援します。自らの力を発揮することで自尊心が高められるよう配慮します。
- 一日のメリハリづけや季節感が感じられるような工夫や情緒に訴えるような働きかけを通じて、精神活動の活性化等に配慮し、日中の生活ができるだけ活動的となるよう支援します。
- 利用者への関わり方を振り返り、認知症の行動・心理症状（BPSD）の原因、行動パターンや危険性等について、十分理解して支援にあたる必要があります。
- 認知症による行動・心理症状（BPSD）を早急に抑制しようとするのではなく、環境の整備や受容的な態度で行動を受けとめます。職員等は、生活のあらゆる場面で利用者に配慮して、支持的・受容的な関わりや態度を重視した援助を行います。
- 職員が、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるような研修を行うことも必要です。
- 認知症の利用者が、安心・安全で落ち着ける環境となるように改善し工夫することは、その人らしい生活を送るための重要な支援です。利用者一人ひとりの環境変化への適応状況に配慮するとともに、利用者の行動を制限することのないように工夫することが必要です。
- 利用者が安心して落ち着いて過ごせるよう、一人ひとりの認知症の状態に合わせた支援や生活上の配慮、プログラムを行います。利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫します。
- 利用者同士の関係・関わりについても配慮し、安心して過ごすことができるよう取り組むことも必要です。
- 医師及び看護師等の関係職員と連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討します。

### (3) 評価の留意点

- 認知症の状態に応じた支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

## 救護施設版

### A 福祉サービスの内容

#### A-4 地域の生活困窮者支援

##### A-4-(1) 地域の生活困窮者等の支援

##### 連番号 63 A-4-(1)-① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。

###### 【判断基準】

- a) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。
- b) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っていない。

###### 評価の着眼点

- 地域の生活問題や生活困窮者等について、職員の学習や協議する機会を設けている。
- 地域の生活困窮者等の支援について、地域の関係機関や他の福祉施設・事業所と情報交換している。
- 生活困窮者等の支援における救護施設の専門性や支援ノウハウを関係機関等と共有している。
- 地域の生活困窮者等を支援するための事業・活動を実施している。
- 地域の生活困窮者等の支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、救護施設が有する機能と役割等を活かした地域で生活する生活保護受給者や生活困窮者等への支援と取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 利用者の地域生活への移行や施設退所者の地域生活の継続のための支援とあわせて、地域で生活する生活保護受給者や生活困窮者等への支援を実施することが必要です。地域の生活困窮者等の福祉ニーズや救護施設の機能等に依りて取組むことが重要です。
- 救護施設の機能と役割等を活かした地域の生活困窮者支援のあり方として、①救護施設の機能として制度化されている支援、②予算事業として救護施設および運営法人が実施できる事業や、今後制度化・予算化が見込まれる事業等による支援、③地域貢献事業等の支援、があります。
- 地域で生活する生活困窮者等を支援するため、職員が地域の生活問題や生活困窮者の実情について理解することが必要です。このため、外部の研修会等の活用を含めた学習機会の確保や会議等で協議することにより、地域で生活する生活困窮者等の理解と課題共有のための取組が必要です。取組をつうじて、日頃の支援のなかでも地域の生活困窮者等の支援への視点をもつことの必要性、さらに地域で生活する生活困窮者等の具体的な支援について検討することが重要です。
- 救護施設は、専門性と支援に関わる知識やノウハウの蓄積等をもとに、地域の生活困窮支援について、関係機関（実施機関、更正相談所、自立相談支援機関、保健所、警察、ハローワーク等）や他の福祉施設・事業所と情報を共有し、取組むことが必要です。
- それぞれの救護施設においては、地域の生活困窮者等の支援のあり方や具体的な方針を明確にし、具体的な事業・活動を実施することが必要です。
- 救護施設の機能等を活かした事業・活動のほか、生活困窮者自立支援制度における各種事業の実施、中間的就労の場の提供と就労支援をつうじて自立生活や社会的孤立の防止のための支援を行うこと等、各救護施設と地域の実情を踏まえながら、検討・実施することが重要です。また、生活困窮者等の支援に必要な社会資源の掘り起こしや開発のための取組も必要です。
- 地域の生活困窮者等の支援においては、福祉、医療、就労支援、教育等に関わる行政や関係機関、また、複数の社会福祉法人・福祉施設がネットワークを構築するなど、連携・協働のなかで、地域における総合的なセーフティネット機能を発揮することが必要です。救護施設は、支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力し、地域のセーフティネットの要となる組織、拠点として役割を果たすことが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 福祉施設の実施する事業や規模、地域によって、具体的な取組は様々だと思われ  
ますが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価します。
- 福祉施設から地域生活へ移行した利用者の地域生活の継続のための支援等につ  
いては、「連番号62 A-3-(4)-①」において評価します。
- 地域での公益的な事業・活動にあたる取組については、「連番号27 II-4-  
(3)-②」とあわせて評価します。

# 幼保連携型認定こども園版

幼保連携型認定こども園版は、令和5年4月1日より新たに施行された評価基準です。

## A 福祉サービスの内容

### A-1 教育・保育内容

#### A-1-(1) 全体的な計画の作成

**連番号 46** A-1-(1)-① 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

##### 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

##### 評価の着眼点

- 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
- 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づいて作成している。
- 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- 全体的な計画は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
- 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、教育・保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 幼保連携型認定こども園の教育・保育は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、幼保連携型認定こども園における環境を通して、教育・保育を一体的に行うことを特性としています。
- 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の教育・保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、幼保連携型認定こども園での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、教育・保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、教育・保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。
- 全体的な計画の作成により、幼保連携型認定こども園全体で組織的・計画的に教育・保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある教育・保育実践を展開することが期待されています。
- 全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。
  - ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に示されている理念などをふまえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成されている。
  - ・ 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づいて作成されている。
  - ・ 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されている。
  - ・ 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。
  - ・ 上記を踏まえ、幼保連携型認定こども園がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、教育・保育が実践できるよう作成している。
- 幼保連携型認定こども園の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による教育・保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、次の作成に活かしていくことが必要です。

### (3) 評価の留意点

- 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている幼保連携型認定こども園もあります。
- 全体的な計画の作成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。
- 本評価基準では、全体的な計画の作成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の作成は、「連番号 42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。